

最近改正

平成26年3月31日水道事業管理規程第2号

平成28年3月31日水道事業管理規程第8号

令和元年9月30日水道事業管理規程第5号

吹田市水道条例施行規程

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置の工事及び管理（第4条—第15条）

第3章 給水（第16条—第20条）

第4章 料金及び手数料（第21条—第31条）

第5章 加入金（第32条・第33条）

第6章 貯水槽水道（第34条・第35条）

第7章 地下水等利用専用水道（第36条—第39条）

第8章 雑則（第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、吹田市水道条例（昭和33年吹田市条例第327号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（代理人及び総代人の届出）

第2条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）は、条例第4条第1項の規定により代理人の選任をしたときは、直ちに、代理人と連名で水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届け出なければならない。条例第5条の規定による代理人又はその住所の変更の届出をするときも、同様とする。

2 給水装置を共有する者は、条例第4条第2項の規定により総代人の選定を求められたときは、直ちに、連名で管理者に届け出なければならない。条例第5条の規定による総代人又はその住所の変更の届出をするときも、同様とする。

（届出義務者）

第3条 条例第5条各号のいずれかに該当する場合（前条に規定する場合を除く。）の届出義務者は、次のとおりとする。

- (1) 給水装置の使用者（以下「使用者」という。）又は所有者に変更があつたときは、新旧使用者又は新旧所有者。ただし、その事実を証明する書類を添付するときは、新使用者又は新所有者
- (2) 給水装置の使用を開始し、又は中止しようとするときは、使用者又は総代人
- (3) 使用者又は所有者の住所に変更があつたときは、使用者又は所有者
- (4) 専用給水装置の用途に変更があつたときは、使用者
- (5) 消火のために私設消火栓を使用したときは、使用者
- (6) 消防演習のために私設消火栓を使用しようとするときは、使用者

## 第2章 給水装置の工事及び管理

### （給水装置の構造）

第4条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓及び水道メーター（以下「メーター」という。）等をもつて構成する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

第5条 給水装置は、水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れることがないように設計及び施行をしなければならない。

- 2 給水装置には、凍結、破壊、浸食等を防止するため、適当な措置を講じなければならない。
- 3 給水装置は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等と直結してはならない。
- 4 給水装置は、井河水その他の供給管と直結してはならない。
- 5 給水装置には、給水管へ汚水又は供給する水以外の水の逆流を防止するため、適当な措置を講じなければならない。

第6条 配水管への取付口における給水管の口径は、その給水装置により供給する水の量その他の事情を参酌して管理者が定める。

第7条 この規程に定めるもののほか、給水装置の構造及び仕様その他給水装置工事に関して必要な技術的基準は、管理者が別に定める。

### （受水槽の設置）

第8条 一時に多量の水を使用する箇所その他管理者が必要と認める場合においては、受水槽を設けなければならない。

### （工事の定義）

第9条 条例第8条第1項に規定する給水装置の工事（以下「工事」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 新設工事 配水管又は給水管から分岐して新たに給水装置を設置する工事で、次号及び第3号に該当しないもの
- (2) 増設工事 既設給水装置のメーター以降において新たに給水管及びこれに直結する給水用具を設置する工事で、次号に該当しないもの
- (3) 改造工事 既設給水装置の全部又は主要な部分に変更を加える工事
- (4) 撤去工事 給水装置の全部又は一部を撤去する工事  
(工事申込書等の提出)

第10条 工事の申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、所定の事項を記載した工事申込書を提出しなければならない。この場合において、受水槽を設ける工事にあつては、受水槽以下の設備に係る設計図書等を添付しなければならない。

(利害関係人の承諾書等の提出)

第11条 管理者は、工事が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条第1項後段の規定により、当該各号に定める書類の提出を求めることができる。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の承諾書
- (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の承諾書
- (3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の承諾書等

(工事の設計審査)

第12条 条例第9条第2項の規定による管理者の設計審査の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 直結給水にあつては、給水栓まで
- (2) 受水槽給水にあつては、受水槽への給水口まで

(工事の検査)

第13条 条例第9条第2項の規定による管理者の工事検査は、中間検査及びしゅん工検査とし、当該検査を受けようとするときは、管理者が別に定める書類を提出しなければならない。

(工事の変更及び取消し)

第14条 工事申込者は、工事の変更又は取消しをしようとするときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(給水装置の修繕)

第15条 条例第12条第3項の規定により管理者が給水装置の修繕等をしたときは、同条第4項本文

の規定により使用者又は所有者が負担すべき費用は、管理者が別に定めるところによりその額を算定して徴収するものとする。

### 第3章 給水

#### (私設消火栓)

第16条 私設消火栓を消防演習のために使用しようとするときは、その内容を明らかにする書類を提出しなければならない。

2 私設消火栓には、市が封印をする。

#### (メーターの端数計算)

第17条 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算する。ただし、メーターの取付け、又は取外しをした月は、この限りでない。

#### (メーターの設置基準)

第18条 メーターは、次の基準により設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 直結給水にあつては、専用給水装置ごとに1個

(2) 受水槽給水にあつては、受水槽ごとに1個

#### (メーターの設置場所等)

第19条 使用者又は所有者は、メーターの設置場所にその点検又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 管理者は、必要があると認めるときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

#### (給水装置及び水質の検査)

第20条 条例第18条第2項に規定する特別な費用を要する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

### 第4章 料金及び手数料

#### (用途区分)

第21条 条例第20条第3項に規定する給水装置の用途区分は、次のとおりとする。

(1) 一般の用途 次号及び第3号に掲げる用途以外の用途

(2) 公衆浴場の用途 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の規定による許可を受けた公衆浴場のうち物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定により公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものの用途

(3) 建設工事等の臨時の用途 建設工事の施行、臨時的事業等に一時的に使用する用途（管理者が別に定める用途を除く。）

（資料提出の請求）

第22条 給水装置の用途区分の認定又は使用水量の確認について、管理者が必要があると認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

（使用の中止の届出がない場合の料金）

第23条 使用者又は総代人から給水装置の使用の中止の届出がないときは、使用水量が0立方メートルの場合であつても、料金を徴収する。

（料金の算定の基礎となる月）

第24条 条例第20条第2項から第4項まで及び第22条の規定による料金の算定の基礎となる月は、検針基準日（定例日（条例第16条第2項に規定する定例日をいう。以下同じ。）及び定例日の翌日から1月を経過する日（以下「検針日の次の検針基準日」という。）をいう。以下同じ。）の翌日から次の検針基準日までの期間とする。ただし、定例日以外の日に検針を行つたときは、検針日（定例日であるかどうかを問わず、検針を行つた日をいう。以下同じ。）の翌日から次の検針基準日までの期間又は検針基準日の翌日から次の検針日までの期間とする。

（料金の日割計算）

第25条 料金の算定の基礎となる月の途中で専用給水装置の使用を開始し、又は中止した場合における条例第22条の規定による料金の額は、条例第20条第2項の規定により算定した額を日割計算した額及び次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額の合計額に、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合においては、管理者が別に定めるところにより、料金の算定の過程において生ずる水量の1立方メートル未満の端数について端数処理を行い、及び当該過程において生ずる金額の1円未満の端数を切り捨てることができる。

(1) 検針日の前々日から検針日までの間に専用給水装置の使用を開始した場合（次号に掲げる場合を除く。） 使用期間（使用を開始した日からその日以後の最初の検針日の次の検針日までの期間をいう。以下この号において同じ。）の使用水量に基準期間（使用を開始した日の直

前の検針基準日の翌日から次の検針基準日まで、その翌日から次の検針基準日まで及びその翌日から次の検針日までの各期間をいう。以下この号において同じ。)の合計日数を乗じてこれを使用期間の日数で除して得た水量を各基準期間の日数により按分した水量を各基準期間の使用水量とみなして条例第20条第4項の規定により算定した額を日割計算した額

(2) 検針基準日の翌々日以後に当該検針基準日に係る検針が行われた場合において、当該検針基準日の翌日から当該検針日までの間に専用給水装置の使用を開始した場合 使用期間(使用を開始した日からその日以後の最初の検針日の次の検針日までの期間をいう。以下この号において同じ。)の使用水量に基準期間(使用を開始した日の直前の検針基準日の翌日から次の検針基準日まで及びその翌日から次の検針日までの各期間をいう。以下この号において同じ。)の合計日数を乗じてこれを使用期間の日数で除して得た水量を各基準期間の日数により按分した水量を各基準期間の使用水量とみなして条例第20条第4項の規定により算定した額を日割計算した額

(3) 検針日の翌日から検針日の次の検針基準日までの間に専用給水装置の使用を開始した場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用期間(使用を開始した日からその直後の検針日までの期間をいう。以下この号において同じ。)の使用水量に基準期間(使用を開始した日の直前の検針基準日の翌日から次の検針基準日まで及びその翌日から次の検針日までの各期間をいう。以下この号において同じ。)の合計日数を乗じてこれを使用期間の日数で除して得た水量を各基準期間の日数により按分した水量を各基準期間の使用水量とみなして条例第20条第4項の規定により算定した額を日割計算した額

(4) 検針基準日の前日以前に当該検針基準日に係る検針が行われた場合において、当該検針日の翌日から当該検針基準日までの間に専用給水装置の使用を開始した場合 使用期間(使用を開始した日からその直後の検針日までの期間をいう。以下この号において同じ。)の使用水量に基準期間(使用を開始した日の直前の検針基準日の翌日から次の検針基準日まで、その翌日から次の検針基準日まで及びその翌日から次の検針日までの各期間をいう。以下この号において同じ。)の合計日数を乗じてこれを使用期間の日数で除して得た水量を各基準期間の日数により按分した水量を各基準期間の使用水量とみなして条例第20条第4項の規定により算定した額を日割計算した額

(5) 検針日の次の検針基準日の翌日から次の検針日の3日前までの間に専用給水装置の使用を開始した場合 使用期間(使用を開始した日からその直後の検針日までの期間をいう。以下この号において同じ。)の使用水量に基準期間(使用を開始した日の直前の検針基準日の翌日か

ら次の検針日までの期間をいう。以下この号において同じ。) の日数を乗じてこれを使用期間の日数で除して得た水量を基準期間の使用水量とみなして条例第20条第4項の規定により算定した額を日割計算した額

(6) 検針日の翌日から検針日の次の検針基準日までの間に専用給水装置の使用を中止した場合 使用期間 (使用を中止した日の直前の検針日の翌日から使用を中止した日までの期間をいう。以下この号において同じ。) の使用水量に基準期間 (使用を中止した日の直前の検針日の翌日から検針日の次の検針基準日までの期間をいう。以下この号において同じ。) の日数を乗じてこれを使用期間の日数で除して得た水量を基準期間の使用水量とみなして条例第20条第4項の規定により算定した額を日割計算した額

(7) 検針日の次の検針基準日の翌日から次の検針日の前日までの間に専用給水装置の使用を中止した場合 (次号に掲げる場合を除く。) 使用期間 (使用を中止した日の直前の検針日の翌日から使用を中止した日までの期間をいう。以下この号において同じ。) の使用水量に基準期間 (使用を中止した日の直前の検針日の翌日から検針日の次の検針基準日まで及びその翌日から次の検針基準日までの各期間をいう。以下この号において同じ。) の合計日数を乗じてこれを使用期間の日数で除して得た水量を各基準期間の日数により按分した水量を各基準期間の使用水量とみなして条例第20条第4項の規定により算定した額を日割計算した額

(8) 検針基準日の翌々日以後に当該検針基準日に係る検針が行われた場合において、当該検針基準日の翌日から当該検針日の前日までの間に専用給水装置の使用を中止した場合 使用期間 (使用を中止した日の直前の検針日の翌日から使用を中止した日までの期間をいう。以下この号において同じ。) の使用水量に基準期間 (使用を中止した日の直前の検針日の翌日から検針日の次の検針基準日まで、その翌日から次の検針基準日まで及びその翌日から次の検針基準日までの各期間をいう。以下この号において同じ。) の合計日数を乗じてこれを使用期間の日数で除して得た水量を各基準期間の日数により按分した水量を各基準期間の使用水量とみなして条例第20条第4項の規定により算定した額を日割計算した額

2 前項の規定にかかわらず、用途が公衆浴場の用途又は建設工事等の臨時の用途である場合における条例第22条の規定による料金の額は、条例第20条第2項及び第3項の規定により算定した額を日割計算した額並びに同条第5項の規定により算定した額の合計額に、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加えた額 (その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 次に掲げる場合における料金の額は、前2項の規定の例により算定する。

- (1) 料金の算定の基礎となる月の途中で、給水を停止した場合又はメーターの口径若しくは専用給水装置の用途区分に変更があつた場合
- (2) 専用給水装置の使用を開始し、第1項各号（第6号から第8号までを除く。）に掲げる使用を開始した日の区分に応じ当該各号に規定する使用期間の途中でその使用を中止した場合  
(料金及び保証金の徴収方法)

第26条 料金及び保証金は、納入通知書又は口座振替により徴収する。

- 2 料金の納期限は、管理者が別に指定する場合を除き、検針日の属する月の翌月の10日とする。  
(料金の督促)

第27条 管理者は、使用者又は総代人が納期限までに料金を納付しないときは、次に定めるところにより督促を行う。

- (1) 一次督促は、納期限の翌日から7日を経過する日以後に発するものとし、一次督促により指定する期限は、一次督促を発する日の翌日から7日を経過する日以後の日とする。
- (2) 停水予告を伴う督促は、一次督促により指定した期限の翌日から1月を経過する日以後に発するものとする。

(保証金)

第28条 条例第27条第1項第1号に掲げる者についての同項に規定する管理者が定める額は、次の各号に掲げるメーターの口径の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 口径13ミリメートル 150,000円
- (2) 口径20ミリメートル 200,000円
- (3) 口径25ミリメートル 200,000円
- (4) 口径30ミリメートル 250,000円
- (5) 口径40ミリメートル 300,000円
- (6) 口径50ミリメートル 400,000円
- (7) その他の口径 管理者がその都度定める額

- 2 条例第27条第1項第2号に規定する管理者が必要と認める者は、次の各号に掲げる者とし、当該者についての同項に規定する管理者が定める額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第37条の規定により給水を停止された者 平均月額料金の6月分に相当する額の範囲内において管理者がその都度定める額
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による必要な届出をしていない者 基本料金の6月分に相当する額の範囲内において管理者がその都度定める額



(手数料の算定方法)

第29条 条例第28条第1項第1号に規定する設計審査の手数料の額及び同項第2号に規定するしゅん工検査の手数料の額を算定する場合における給水管口径及び件数は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 新設工事 配水管又は給水管から分岐する箇所（以下「分岐箇所」という。）ごとに1件とし、それぞれの施工範囲における最大の給水管口径による。この場合において、1の分岐箇所から更に分岐して2以上のメーターの設置を伴う工事にあつては、それぞれ別の工事とみなす。

(2) 増設工事 施工範囲の全体を1件とし、既設メーターに接続する給水管口径による。

(3) 改造工事 次に定めるところによる。この場合において、1の分岐箇所から更に分岐して2以上のメーターの設置を伴う工事にあつては、それぞれ別の工事とみなす。

ア 分岐箇所を変更する場合 分岐箇所ごとに1件とし、それぞれの施工範囲における最大の給水管口径による。

イ 分岐箇所を変更しない場合 施工範囲の全体を1件とし、施工範囲における最大の給水管口径による。

(4) 撤去工事 施工範囲の全体を1件とし、施工範囲における最大の給水管口径による。

(給水の停止)

第30条 料金、工事費その他条例の規定により納付しなければならない費用（以下「料金その他の納付金」という。）を期限内に納付しない者に対する条例第37条の規定による給水の停水の処分（以下「停水処分」という。）は、原則として、料金その他の納付金の納期限の翌日から2月を経過する日以後に行う。

2 停水処分は、その旨を通知した上で、次に掲げる方法のいずれかにより行う。

- (1) メーター直前の止水栓の封印
- (2) メーターの取外し
- (3) 前2号に掲げる方法に準ずる方法

3 停水処分は、料金その他の納付金が納付された後に解除する。

(領収書)

第31条 料金その他の納付金の領収書は、管理者、企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により水道事業の業務に係る公金の徴収若しくは収納の事務の委託を受けた者の領収印があるものに限り有効と

する。

## 第5章 加入金

### (加入金の還付)

第32条 条例第30条第5項ただし書の規定により加入金の還付を行う場合及び還付を行う額は、次のとおりとする。

- (1) 工事申込者が、加入金を納付した後、工事の申込みを取り消し、又は工事を中止した場合  
納付した加入金の全額
- (2) 工事申込者が、加入金を納付した後、工事の申込み又は工事を変更し、メーターの口径、各戸若しくは各箇所の給水管の口径又は各戸若しくは各箇所の引込管の口径（以下「メーター口径等」という。）を減径した場合 納付した加入金の額から減径後のメーター口径等に対応する加入金の額を差し引いた額

### (加入金の追徴)

第33条 工事申込者が加入金を納付した後、工事の申込みを変更し、又は工事を変更し、メーター口径等を増径した場合は、増径工事後のメーター口径等に対応する加入金の額から納付した加入金の額を差し引いた額を追徴する。

## 第6章 貯水槽水道

### (簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第34条 条例第32条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
  - ア 受水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
  - イ 有害物、汚水等によつて水が汚染されることを防止するため受水槽の点検等必要な措置を講ずること。
  - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたとときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
  - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 7日以内の期間ごとに1回、定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行

うこと。

(委任を受けるための基準)

第35条 条例第34条の規定による集合住宅における貯水槽水道の検針及び料金徴収は、次に掲げる基準に適合するものについて行うことができる。

- (1) 管理者が別に定める集合住宅における受水槽以降の施工基準
- (2) 管理者が別に定める集合住宅における受水槽以降の検針及び料金徴収に関する取扱基準

#### 第7章 地下水等利用専用水道

(地下水等利用専用水道に係る指導等)

第36条 条例第34条の2第2項の規定による助言又は指導は、次に掲げる事項について、管理者が別に定めるところにより行うものとする。

- (1) 地下水等利用専用水道に係る給水装置における水の滞留の防止に関すること。
- (2) 市の水道から供給を受ける水（以下この章において「市水」という。）と地下水等とが混合された受水槽の水又は地下水等利用専用水道に係る給水装置内の水の市の配水管への逆流の防止に関すること。

(地下水等利用専用水道の設置の届出)

第37条 条例第34条の3第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 地下水等利用専用水道を設置している施設の名称及び所在地
- (3) 1日最大給水量及びそのうち市水の量並びに1日平均給水量及びそのうち市水の量
- (4) 地下水等を利用することができなくなつた場合又は利用することができる地下水等の量が著しく減少した場合に予定する市水の使用量
- (5) 地下水等利用専用水道による給水の開始年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）第33条第1項に規定する工事設計書
- (2) 前条第1号に規定する滞留を防止するための設備の図面等
- (3) 前条第2号に規定する逆流を防止するための設備の図面等
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(地下水等利用専用水道の変更等の届出)

第38条 条例第34条の3第2項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に前条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて行うものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 地下水等利用専用水道を設置している施設の名称及び所在地
- (3) 変更の内容
- (4) 変更年月日

2 条例第34条の3第2項の規定による地下水等利用専用水道に該当しなくなったことの届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 地下水等利用専用水道を設置していた施設の名称及び所在地
- (3) 当該水道施設が地下水等利用専用水道に該当しなくなった年月日  
(市水の使用量の増加の届出)

第39条 条例第34条の3第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 地下水等利用専用水道を設置している施設の名称及び所在地
- (3) 市水の使用量の増加が見込まれる期間及び当該期間に見込まれる市水の使用量
- (4) 市水の使用量が増加する理由

## 第8章 雑則

(委任)

第40条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和36年12月1日水道事業管理規程第46号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年9月15日水道事業管理規程第56号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則 (昭和39年4月1日水道事業管理規程第2号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則 (昭和40年4月1日水道事業管理規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年2月1日水道事業管理規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年2月3日水道事業管理規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年6月1日水道事業管理規程第14号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年5月30日水道事業管理規程第14号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年12月23日水道事業管理規程第26号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年3月1日水道事業管理規程第14号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日水道事業管理規程第15号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、加入金に関する改正規定は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則 (昭和49年10月31日水道事業管理規程第17号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年4月1日水道事業管理規程第8号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和51年5月分の料金から適用する。

附 則 (昭和51年7月5日水道事業管理規程第14号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年7月21日水道事業管理規程第19号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日水道事業管理規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日水道事業管理規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日水道事業管理規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日水道事業管理規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日水道事業管理規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年6月1日水道事業管理規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年9月26日水道事業管理規程第8号）

この規程は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和56年5月1日水道事業管理規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年5月26日水道事業管理規程第2号）

この規程は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則（昭和58年5月25日水道事業管理規程第3号）

この規程は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年5月30日水道事業管理規程第7号）

この規程は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日水道事業管理規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年5月30日水道事業管理規程第10号）

この規程は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月1日水道事業管理規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年6月1日水道事業管理規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年6月1日水道事業管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 5 月 25 日水道事業管理規程第 6 号）

この規程は、平成 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 5 月 27 日水道事業管理規程第 6 号）

この規程は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 5 月 28 日水道事業管理規程第 6 号）

この規程は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 30 日水道事業管理規程第 2 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の吹田市水道条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第 9 条第 2 項、第 10 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定並びに第 2 条の規定による改正後の吹田市水道条例施行規程に基づく細則第 3 条、第 6 条第 1 項、第 8 条、第 12 条、第 13 条、第 17 条並びに第 18 条の規定は、平成 5 年 4 月 1 日以後に申込みがあった工事に係るものから適用し、同日前に申込みがあった工事に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 平成 5 年 3 月分までの料金及びメーター料に係る延滞料については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 5 月 27 日水道事業管理規程第 5 号）

この規程は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 5 月 24 日水道事業管理規程第 3 号）

この規程は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 5 月 31 日水道事業管理規程第 6 号）

この規程は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 5 月 30 日水道事業管理規程第 3 号）

この規程は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 11 月 29 日水道事業管理規程第 5 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の吹田市水道条例施行規程第 32 条第 1 項の規定は、平成 8 年 12 月 1 日以

後の給水の申込みに係る保証金について適用し、同日前の給水の申込みに係る保証金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年2月13日水道事業管理規程第2号）

この規程は、平成9年3月1日から施行する。

附 則（平成9年5月30日水道事業管理規程第5号）

この規程は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日水道事業管理規程第2号）

（施行期日）

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の吹田市水道条例施行規程第25条の規定は、平成10年4月以後の月分のメーター料について適用し、同年3月分までのメーター料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月1日水道事業管理規程第7号）

この規程は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（平成11年11月12日水道事業管理規程第13号）

この規程は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成12年5月23日水道事業管理規程第5号）

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成13年9月20日水道事業管理規程第18号）

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月7日水道事業管理規程第3号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月28日水道事業管理規程第9号）

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成16年1月16日水道事業管理規程第2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月31日水道事業管理規程第10号）

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年6月1日水道事業管理規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。



附 則（平成18年6月1日水道事業管理規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月28日水道事業管理規程第9号）

（施行期日）

1 この規程は、平成18年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の吹田市水道条例施行規程第32条の2の規定は、平成18年8月1日以後に申込みがあった工事に係る手数料について適用する。

附 則（平成19年3月20日水道事業管理規程第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月17日水道事業管理規程第10号）

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年9月25日水道事業管理規程第12号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年1月31日水道事業管理規程第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日水道事業管理規程第2号）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の吹田市水道条例施行規程第28条の規定は、平成26年6月1日以後に計量する水量をもって算定する料金及び当該計量に係るメーターのメーター料（以下この項において「料金」という。）について適用し、同日前に計量する水量をもって算定する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日水道事業管理規程第8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日水道事業管理規程第5号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。